

医療法人社団 為王会

指定通所介護事業所・介護予防日常生活支援総合事業

デイサービス 元気倶楽部

重要事項説明書

1 施設の概要

事業主体名	デイサービス 元気倶楽部
代表者	尾形 享一
所在地	栃木県矢板市扇町2丁目8番地34
連絡先	電話 0287-40-0007

2 目的・運営方針

目的	介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
運営方針	利用者の心身の状態、本人の意思及びその他おかれている環境等を踏まえ、可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。事業の実施にあたっては地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 営業内容

営業日	月曜日から土曜日 但し、日曜日と12月31日から1月3日までは休日とします。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 但し、通常時間外の延長サービスにも対応可
【サービス提供時間】	午前9時15分～午後4時30分（7時間以上8時間未満）
【利用者の定員】	30名
【通常の事業の実施地域】	
矢板市	全域
(その他のサービス実施地域)	
塩谷町	全域
さくら市	(旧喜連川町) 喜連川、鷺宿、下河戸、上河戸 (旧氏家町) 氏家、桜野、草川、馬場、松山、箱森新田、向河原、押上、蒲須坂、松島
大田原市	(旧大田原市) 野崎、薄葉、上石上、下石上、佐久山
那須塩原市	(旧西那須野町) 一区、二区、三区

4 サービスの概要

- ・身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供します。
- ・入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な場合に対して、必要な入浴サービスを提供します。また、必要に応じて清拭を行います。
- ・食事に関すること
給食を希望する場合は、栄養士による利用者本人の栄養、嗜好を考慮した食事のサービスを提供します。
- ・機能訓練に関すること
機能、体力の低下を防ぐために日常生活に必要な基本的動作について機能訓練を行います。
- ・レクリエーションに関すること
生きがいのある日常生活を送ることのできるよう、音楽活動や制作活動等のレクリエーションを実施します。
- ・送迎に関すること
送迎を必要とする場合には、送迎サービスを提供します。
- ・相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ・口腔機能向上のために適切なサービスを実施します。
- ・若年性認知症の利用者に対し、本人の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業通所介護を行います。

5 職員体制

職員の職種	員数	保有資格等
管理者	1（兼務）	介護福祉士
生活相談員	1. 2以上	社会福祉主事 看護師・介護支援専門員
看護職員	1. 2以上 (常勤、非常勤)	看護師
介護職員	4. 0以上	介護福祉士・ヘルパー2級
機能訓練指導員	1. 2以上 (兼務、常勤)	看護師

6 利用料金

- ・介護保険給付対象利用料金
介護保険給付対象のサービスを実施した場合、厚生労働大臣の定める基準（総合事業については各市町の定める基準）に従い、サービス料金がかかります。金額については別紙「利用料一覧」をご参照ください。
- ・介護保険給付対象外利用料金
介護保険給付対象のサービスの外に、以下の料金がかかります。金額については別紙「利用料一覧」をご参照ください。
 - ① 食費
 - ② おむつ代
 - ③ その他必要に応じて実費をいただくことがあります。
- ・利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、交通費の実費をいただきます。

実施地域外から居宅までの片道距離 (事業所と居宅を結ぶ最短距離)	料 金
・ 5 k m未満	5 0 0 円
・ 5 k m～1 0 k m未満	1 , 0 0 0 円
・ 1 0 k m以上1 k m毎	1 0 0 円加算
- ・利用料金のお支払方法
利用料金は月額で請求いたします。原則として現金支払でお願いいたします。

7 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 機能訓練器具の利用に際しては、必ず職員の指導、立会いの上で行ってください。
- (2) 送迎サービスは、利用者の自宅と事業所間の送迎とし、送迎途中における用務依頼は応じられません。
- (3) 医師、医療機関から、入浴等に関する指示や、利用者の健康状態に異常等がありましたら事前にその内容をお知らせください。
- (4) 利用当日、利用者の健康状態によってはサービスの内容を変更させていただきます。
- (5) サービス従事者の指示、依頼に反して利用者及びその家族が行った行為またはこれらの者に故意もしくは重大な過失による不実の告知に起因して事故が発生した場合は、当施設では責任を負いかねますので予めご了承ください。

8 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専

- 門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者及びその家族、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合には、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で行うこと。
また、SNSなどに掲載すること。

10 苦情の相談窓口

(事業所相談窓口)	担当	生活相談員	小澤 幸江・君島 由美子・高橋 幸恵
		管理者	君島 由美子
		電話番号	0287-40-0007

(苦情受付機関)

栃木県国民健康保険団体連合会	電話番号	028-662-7242
<行政の窓口>		

- ・矢板市高齢対策課 電話番号 0287-43-3896
- ・塩谷町高齢者支援課 電話番号 0287-47-5173
- ・さくら市保険高齢課 電話番号 028-681-1116
- ・大田原市高齢者幸福課 電話番号 0287-23-8740
- ・那須塩原市高齢福祉課 電話番号 0287-62-7137

円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 苦情を受け付けた担当者は、苦情処理台帳に記載。
- (2) 苦情についての事実確認を行う。
- (3) 苦情処理方法を記載し、管理者の決済を得る。
- (4) 苦情処理について関係者との連携を行う。
- (5) 苦情処理の改善については利用者に確認を行う。
- (6) 苦情処理は1日以内で行うことを原則とする。
- (7) 苦情処理についての成果等を台帳に記入し、再発を防止する。

11 非常災害対策等

デイサービス元気倶楽部は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年2回実施します。

1 2 緊急時の対応等

利用者の症状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに関係医療機関に連絡を行う等の措置を講じます。(別紙参照)

1 3 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4 秘密保持と情報提供

- | | |
|------|---|
| 秘密保持 | 従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。従業者でなくなった後においてもこれを保持すべき旨を雇用契約の内容とします。 |
| 情報提供 | 利用者及び利用者の家族の個人情報を用いる場合、予め文書により利用者及び利用者の家族の同意を得た上で情報を提供いたします。 |

1 5 情報開示規程

利用者が自己のサービス提供記録の開示を求めた場合は「保有個人情報開示請求書の提供をいただきこれに応じます。

重要事項説明確認書

デイサービス元気倶楽部のサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

デイサービス元気倶楽部

職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

利用者

住所

氏名 印

利用者代理人

住所

氏名 印